

子どもの権利を守るための校則へ

子どもの人権連 代表委員 平野 裕二

大阪府立高校の女子生徒が、生まれつき茶色の髪の毛を黒く染めるよう強要されて不登校になったなどと主張して2017年10月に起こした裁判を大きなきっかけとして、校則のあり方があらためて議論されています。

府立高校の設置者である大阪府を相手どって行なわれたこの裁判では、生徒が不登校になった後の学校側の対応について一部違法性が認められたものの、染色・脱色を禁じた校則および髪を黒く染めるよう求める指導については、学校側に広範な裁量が認められるとして適法と判断されて終わりました(2022年6月確定)。

とはいえ、この裁判を契機として校則に関する社会的議論が巻き起こったことには、大きな意義があります。同年12月には、いじめ問題に取り組んできたNPO関係者などが発起人となって「ブラック校則をなくそう！」プロジェクト¹が発足し、翌2018年3月には、インターネットを活用して行なった校則に関する実態調査の結果を発表しました。その結果、生まれつき茶髪の生徒に対する「黒染め指導」、下着の色の指定、身だしなみ(スカートの長さなど)についての細かい規定など、行き過ぎではないかと考えられる校則が依然として存在することが

明らかになっています(荻上チキ・内田良編著『ブラック校則——理不尽な苦しみの現実』東洋館出版社・2018年なども参照)。

こども基本法の制定と「生徒指導提要」の改訂

その後、大阪府・東京都などの教育委員会が校則や生徒指導のあり方の点検・見直しを求める通知を出し、文部科学省(文科省)も2021年6月8日に事務連絡「校則の見直し等に関する取組事例について」を発出したことなどもあって、各地で校則の見直しが少しずつ進んできました。

このようななか、こども基本法とこども家庭庁設置法が昨年(2022年)6月に成立し、子どもの権利やウェルビーイングの視点を子ども施策の中心に位置づけることが必要になったのは、大きな変化です(本誌118号参照)。

今年4月1日に施行されたこども基本法では、「こども施策」の策定・実施・評価にあたって子どもの意見を反映させるために「必要な措置」を講ずることが、国および地方公共団体(自治体)に対して義務づけられました。ここでいう「こども施策」には教育施策も含まれ、また「地方公共団体」には教育委員会も含ま

れることがこども家庭庁長官の通知(2023年4月1日付)で明らかにされており、教育分野でも対応が求められます。

さらに昨年12月には、学校における生徒指導の手引きとなる文科省の「生徒指導提要」の改訂も行なわれました(以下「改訂提要」)。2010年3月の策定以来、初めての改訂となります。この改訂により、子ども(児童)の権利条約およびその4つの一般原則(差別の禁止／子どもの最善の利益／生命・生存・発達に対する権利／子どもの意見の尊重)に初めて言及され、「生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です」(p.32)、「同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます」(p.33)などと強調されたことも、重要です。

改訂提要では、校則に関する記述にも若干の変更があります。校則の基本的な位置づけに大きな変化はありませんが、「校則を守らせることにばかりこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解」したうえで指導することの必要性が指摘され、そのためにも、▼校則の内容を学校のホームページ等で公開すること、▼校則を制定した背景についても示しておくことなどが、新たに推奨されるようになりました(p.101以下)。

校則の見直しも、学校や教育委員会の取り組み例を具体的に挙げるなどしてあ

らためて促されるとともに、校則の策定・見直しに関して「どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望まれます」とも指摘されています。その際に児童生徒の意見を聴取することが「望ましい」とされ、「(4)児童生徒の参画」という項目で子ども参加の教育的意義が説明されたことも、進展といえるでしょう。

懲戒や体罰に関する記述(p.103以下)も詳しくなり、これまで言及がなかった部活動についても、「特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えない」との指摘が加えられています。また、体罰に限らず、教職員による不適切な指導・言動に関して新たに言及されたことも画期的です。

子どもの権利条約から見た校則

しかし、こうした進展も、子どもの権利条約に照らせばまだまだ十分ではありません。そもそも、校則の策定・見直しへの子ども(児童生徒)の参加が「望ましい」とされるだけで、子どもの権利としてはっきりと位置づけられていないことが問題です。

日本政府は、国連・子どもの権利委員会に提出してきた報告書で、「校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第12条1項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない」という独自の見解を打ち

出してきました²。

しかし、「その児童に影響を及ぼすすべての事項」(政府訳)について意見を表明し、その意見を正当に重視される子どもの権利(条約12条1項)は、子ども個人に関する事項に限定されるものではなく、子どもに直接・間接に影響を及ぼすすべての事項が含まれます。これは条約の文言からも自然で、国際的にも受け入れられている解釈です。そもそも校則は子ども個人に直接影響を及ぼすものでもあり、文科省は、条約12条1項に関するこのような不適切な理解を速やかに撤回しなければなりません。

また、条約に掲げられた子どもの権利を不当に侵害するような内容の校則は許されず、むしろ子どもの権利を積極的に保障・促進するものであることが必要です。この点について、日本若者評議会(代表理事・室橋祐貴氏)が2021年10月に発表した「校則見直しガイドライン」³では、次の5つの指針が提示されています。

- (1) 校則の内容は、憲法、法律、子どもの権利条約の範囲を逸脱しない
- (2) 校則の見直し・制定は、学校長、教職員、児童生徒、保護者等で構成される校則検討委員会や学校運営協議会等で決定する
- (3) すべての児童・生徒に「合理的配慮」を行い、少数の声に配慮する
- (4) 校則はホームページに公開する

- (5) 生徒手帳等に、憲法と子どもの権利条約を明記する

福岡県弁護士会は、福岡市内の全市立中学校を対象として実施した校則調査の結果を踏まえて「中学校校則の見直しを求める意見書」(2021年2月)⁴を発表し、校則の内容についてももう少し踏み込んだ提言を行ないました。

- 1 合理的理由が説明できない校則や生徒指導、子どもの人権を侵害する校則や生徒指導は、直ちに廃止し、もしくは見直すべきです。
- 2 不必要な男女分けをする校則や生徒指導は、直ちにやめるべきです。
- 3 校則の制定、見直しにおいては、生徒も参加する校則検討委員会で検討するなど、生徒の意見を反映すべきです。

冒頭で触れた「ブラック校則をなくそう！」プロジェクトが6万人超の署名とともに文科省に提出した要望書(2019年8月)には、次のようにさらに具体的な提言が添えられています⁵。

- (a) 学校現場における「黒染め指導」をやめること。
- (b) セクハラにつながる指導をやめること。
- (c) セクシュアルマイノリティに対する差別や偏見を強化するような校則を見直すこと。

- (d) 知的障害や身体障害、宗教や出身国、貧困家庭などの様々な状況や属性によって社会的な排除を受けやすい当事者がいる。そのため「差別を生む校則」をなくすこと。
- (e) 校則の見直しにあたって、異議申し立てや変更を求める子どもたちの要望を頭ごなしにつぶすことのないよう、周知徹底すること。
- (f) 校則などの違反に対する過重な指導をやめること。
- (g) 学校で明文化された校則以外の指導やルールについても見直すこと。

教育委員会による指針の例としては、熊本市教育委員会(熊本県)の「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」(2021年3月)が挙げられます⁶。そこでは、見直しが必要と思われる校則を次の4つに分類し、(1)～(3)については「必ず改定」すること、(4)については各学校において見直しを進めることが促されています。

- (1) 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定：(例) 地毛の色について、学校の承認を求めるもの 他
- (2) 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定：(例) 制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの 他
- (3) 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定：(例) 服装の選択に柔軟性の

ないもの、選択の余地がないもの 他

- (4) 合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定

子どもの尊厳・アイデンティティ・健康を損なう校則の一掃を

これらの提言や指針を見ると、少なくとも、(a) 性自認(ジェンダーアイデンティティ)をはじめとする多様なセクシュアリティを無視した校則、(b) 生来の特性(髪の色・質など)を異端視する校則、(c) 子どもの健康を損なうおそれのある校則などについては問題があるという共通認識が生じつつあるようです。

(a) との関連では、中学校を中心として、制服(標準服)の男女差を廃止・緩和する学校・自治体も増えてきました。子どもの性自認に配慮しなければならないという認識の広がりによる面が大きく、望ましい傾向ではありますが、動きやすさや、性的視線・攻撃から身を守りたいという思いなどを理由にスカートをはきたくないと思う子どももいるはずですので、少なくとも女子に対するスカート着用の強制は、子どもの性自認にかかわらず認められないと考えるべきです。また、下着の色を指定して検査することなどは論外です。

外国とつながりのある子どもが増加中であることを踏まえ、校則によって子どもの民族的・文化的・宗教的な多様性やアイデンティティが侵害されないように

する必要もあります。最近も、兵庫県姫路市の県立高校で、アフリカ系アメリカ人にとっての伝統である編み込み式の髪型(コーンロウ)で卒業式に臨んだ生徒が隔離されるという事件がありましたが(2023年2月)、こうした対応が繰り返されるようなことがあってはなりません。

生来の特性、セクシュアリティ、民族性・文化・宗教に関わるアイデンティティ、心身の健康・不可侵性などを損なう校則は、子どもの人間としての尊厳を傷つけるものでもあります。文科省は、校則見直しの具体的内容を自治体や学校に任せきりにするのではなく、子どもの権利の観点から校則で規定するべきではない内容について最低限の指針を示し、このような不適切な校則の一掃に取り組むべきです。

[注]

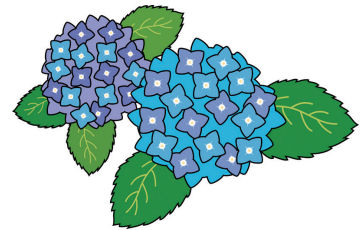
- 1 <http://black-kousoku.org/> なお、「ブラック」(黒)という特定の色で否定的なイメージを表現することについてはアフリカ系の人々に対する差別との関連でも懸念や批判があり、筆者も基本的には「理不尽(不合理)な校則」などの表現を用いるようにしています。
- 2 第3回報告書(2008年)のパラ205、第4回・第5回報告書(2017年)のパラ38(「パラ」はパラグラフの略)。過去の報告書は外務省のホームページで参照できます。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>
- 3 <https://youthconference.jp/archives/4239/>
- 4 https://www.fben.jp/statement/dl_data/2020/0217-02.pdf
- 5 BuzzFeed News 〈理不尽な校則をなくしてほしい。6万人を超える子どもや大人の願いが文科省に託さ

れた。〉(2019年8月23日)

<https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/black-1>

- 6 https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=31344&sub_id=2&flid=244918 なお、尼崎市教育委員会(兵庫県)が2022年12月に策定した「校則(学校生活のルールや決まり)の見直しに関するガイドライン」でも、校則を「必要かつ合理的な範囲内」で制定するという視点から、(1)生まれ持った性質や性の多様性を尊重していない内容、(2)健康上の配慮がない内容、(3)その他合理的な理由を説明できない内容の校則に留意することを求めています。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/school/1033290/index.html>



= プロフィール =

平野 裕二
(ひらの ゆうじ)



1967年、福岡県生まれ。子どもの人権連(代表委員)、子どもの権利条約ネットワーク(運営委員)、子どもの権利条約総合研究所(運営委員)などの団体で子どもの権利条約の普及促進に取り組む。国連・子どもの権利委員会の活動を当初からフォローしており、子どもの権利をめぐる国際的な動向に詳しい。近著(共著)に『子どもコミッショナーはなぜ必要か』(日本弁護士連合会子どもの権利委員会編、明石書店)など。

ホームページ：<https://w.atwiki.jp/childrights/>